

現在、新規の募集は行っていません。

## 優良芝生化施設維持管理補助金交付要綱

### 第一章 総則

#### (趣旨)

第1条 県は、県民に身近なみどりを質の高い状態で保つため、平成27年度以前にみどりの基金を活用して芝生化整備した施設の芝生の維持管理に取り組む者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

#### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 園庭 県内の幼稚園、認定こども園、保育所等における運動場
- 二 校庭 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校における運動場
- 三 芝生化 園庭又は校庭において、芝の植栽を行うこと。
- 四 維持管理団体 園庭又は校庭において、芝生の維持管理を行う団体

#### (補助対象)

第3条 補助の対象となる者は、平成27年度以前に彩の国みどりの基金を活用して芝生化を行った施設を設置する団体の代表者又は市町村長、若しくは施設設置者又は施設管理者から同意を得て芝生の維持管理を行う団体の代表者であり、かつ、その団体が次の各号全てに該当するもの。

- 一 当該補助事業において、営利を追求しない団体等であること。
- 二 政治団体又は宗教団体でないこと。
- 三 暴力団及びその関係者でないこと。
- 四 明朗な会計、経理を実施、報告できる団体等であること。
- 五 実施事業の公表に異議がないこと。
- 六 補助金終了後も継続して適正な維持管理活動に努めることができる団体であること。

#### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち別表1に該当する経費、かつ、次の各号全てに該当するもの。

- 一 平成27年度以前に彩の国みどりの基金を活用して芝生化を実施し、かつ平成29年度以降に芝生の拡張整備を実施した園庭・校庭の当該芝生化部分の維持管理に必要な経費であること。
- 二 受付期間内に申請がなされ、かつ、申請する会計年度内に事業の完了が見込まれる

こと。

(補助限度額)

第5条 前条の経費に対する補助限度額は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 前項において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間は、拡張整備の実施年度から4年間又は実施年度の翌年度から3年間を限度とする。

## 第二章 補助金の交付の申請及び決定

(交付手続等)

第7条 補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)を毎年度定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 事業計画書(別紙1)
  - 二 維持管理作業計画書(別紙2)
  - 三 事業実施予算書(別紙3)
  - 四 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書等の写し
  - 五 団体の概要が分かるもの(会則、役員名簿、広報誌等)
  - 六 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第9条 申請者は、次のいずれかの条件を満たさなければならない。

- 一 現状面積を基準として20%以上の拡張整備を前年度に行い、当年度の補助事業の完了までに拡張整備完了報告書(様式第2号)を提出すること。
  - 二 当年度に、現状面積を基準として20%以上の拡張整備を行い、補助事業の完了までに拡張整備完了報告書(様式第2号)を提出すること。
- 2 前項の拡張整備は国庫補助金、他の県費補助金等の公的補助を受けずに行うものとする。

- 3 第1項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 拡張整備箇所の求積図及び面積の算出表（現状面積と拡張面積が比較できる図面）
  - 二 拡張整備箇所の写真（着工前、施工中、施工後の写真）
  - 三 その他知事が必要と認める書類
- 4 知事は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

（交付決定の通知）

- 第10条 知事は、補助金の交付を決定したときは、次に掲げる事項を記載した交付決定通知書（様式第3号）を速やかに申請者に通知するものとする。
- 一 補助金の交付決定の内容
  - 二 補助金の交付の条件
- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第4号）を速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

- 第11条 前条第一項の規定による決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認等申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額の増額変更はすることができない。
- 一 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）
  - 二 事業経費の配分（ただし、軽微な変更を除く。）
  - 二 事業の中止又は廃止
- 2 前項第一号に規定する軽微な変更は、補助対象費目及び種別の追加・削除が伴わないものとする。
- 3 第一項第二号に規定する軽微な変更は、費目別経費の増減が当初申請時の20%以内である場合（20%を超える場合で、その金額が1万円未満の場合を含む。）
- 4 第一項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、中止・廃止に係る申請の場合は、この限りではない。
- 一 事業変更計画書（別紙1）
  - 二 維持管理作業変更計画書（別紙2）
  - 三 事業実施変更予算書（別紙3）
  - 四 その他知事が必要と認める書類

（変更等の承認）

- 第12条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等

の承認の可否を決定し、変更（中止・廃止）承認等通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附するものとする。

### 第三章 補助事業の遂行等

#### （状況報告）

第13条 補助事業者は、知事の要求があった場合は、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

#### （指示書の通知）

第14条 知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、指示書（様式第7号）により、補助事業者へ改善を指示することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに改善し、その結果を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、知事が定めるところにより、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業実施報告書（別紙1）
- 二 維持管理作業報告書（別紙2）
- 三 維持管理作業中の写真（3枚以上）
- 四 事業収支決算書（別紙3）
- 五 補助事業に要する費用が掲載された契約書及び内訳書の写し
- 六 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
- 七 補助事業の実施状況を示す写真
- 八 その他知事が必要と認める書類

- 3 前項による報告書の提出期限は、3月末日までとする。

#### （補助の額の確定）

第16条 知事は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成

果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第17条 前条の確定通知書を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、交付請求書（様式第10号）により知事に補助金の請求をするものとする。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

#### 第四章 補助金の返還等

（決定の取消し等）

第18条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式第11号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還命令書（様式第12号）により、その返還を求めるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、返還命令書に記載され、期限内に補助金の返還を行わなければならない。

#### 第五章 雑則

（書類の整備等）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（情報公開等）

第21条 補助事業者は、補助事業により実施した成果をホームページ又は広報物等によって、広く県民に公開するよう努めなければならない。

2 補助事業者は、知事が実施するみどりの創出に関する広報活動に必要な資料又は情報の提供に、協力をしなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

費目No.	費目	種別	適用
1	報償費		外部から招聘した講師及び指導者への謝礼金
2	資材・消耗品費 (※)	刈込用	芝刈り機、替刃、研磨剤等
		燃料用	ガソリン、携帯缶等
		除草用	除草フォーク、芝くし等
		施肥用	肥料、肥料散布機等
		目土用	目土、レーキ等
		更新用	ローンスパイク等
		補植用/ オーバーシード用	芝苗、種子、育苗パレット等
		散水用	ホース、簡易スプリンクラー等
		養生用	養生シート、寒冷紗、保護材等
		その他 (上記種目以外)	防護具等
3	委託費		刈込、施肥、更新、補植、芝生点検等を委託するための費用
4	修繕費		芝生の維持管理に使用する機械器具類を修理・点検するための費用
5	諸経費 (上記の各費目以外に、芝生の維持管理にかかる経費)		

(※) 取得価格が10万円未満の物品に限る。

別表 2 (第 5 条第 1 項関係)

当該施設の拡張整備の実施年度を「n」年度とする。

(1)第 6 条において「拡張整備の実施年度から 4 年間」に該当するとき  
(拡張整備実施年度内に優良維持管理補助を申請している者に限る。)

優良維持管理補助 対象期間		補助限度額 (千円)	
年度	年数	園庭	校庭
n	1 年目	45	300 (※ 1)
n+1	2 年目	120	800 (※ 2)
n+2	3 年目		
n+3	4 年目	75	500 (※ 3)

(※ 1) 拡張後面積を基準として、1 平方メートル当たり 300 円 (消費税及び地方消費税相当分を含む) を上限とする。

(※ 2) 拡張後面積を基準として、1 平方メートル当たり 800 円 (消費税及び地方消費税相当分を含む) を上限とする。

(※ 3) 拡張後面積を基準として、1 平方メートル当たり 500 円 (消費税及び地方消費税相当分を含む) を上限とする。

(2)第 6 条において「拡張整備の実施年度の翌年度から 3 年間」に該当するとき

優良維持管理補助 対象期間		補助限度額 (千円)	
初年度	年数	園庭	校庭
n+1	1 年目	120	800 (※ 1)
n+2	2 年目		
n+3	3 年目		

(※ 1) 拡張後面積を基準として、1 平方メートル当たり 800 円 (消費税及び地方消費税相当分を含む) を上限とする。